

## 狂犬病予防業務関係手数料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づき、狂犬病予防業務関係手数料の徴収を、平成30年12月6日から平成31年3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成30年12月13日

新潟市長 中原 八一

番号	指定獣医師名	住所	
75	佐野 正典	新潟市中央区沼垂東1-8-3	公益社団法人新潟県獣医師会 会長理事 宮川保 (新潟市中央区新光町 15-2 新潟県公社 総合ビル)
76	渡邊 武史	新潟市東区中野山7-4-2	